

「滋賀県流域治水推進審議会運営要領」の策定について

このことについて、次のとおり滋賀県知事から付議されたので、審議願います。

記

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則第 28 条の規定に基づき「滋賀県流域治水推進審議会運営要領」を策定することについて、審議会の意見を求める。

令和 2 年 9 月 15 日

滋賀県流域治水推進審議会会長

議第2号について

■滋賀県流域治水推進審議会運営要領を策定する目的

緊急を要する議決が必要な場合や、感染症等により対面での会議の開催ができない場合に、書面での議決を可能にするため。

滋賀県流域治水推進審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 滋賀県流域治水推進審議会の運営に関し必要な事項については、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年3月31日滋賀県条例第55号）および滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則（平成26年3月31日滋賀県規則第30号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（書面決議）

第2条 やむを得ない事由のため、審議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の代理人により表決を委任することができる。

2 前項の場合、施行規則第24条第3項の適用については出席したものとみなす。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。